

## 仙台市介護保険福祉用具購入費の代理受領に関する要綱

(平成25年9月25日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定福祉用具販売事業者による居宅介護等福祉用具購入費の代理受領に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定福祉用具販売事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第56条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。
- (2) 居宅介護等福祉用具購入費 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費をいう。
- (3) 居宅要介護等被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (4) 代理受領 居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該被保険者に代わり、保険給付に係る費用の支払を受けることをいう。

(事業者の要件)

第3条 居宅介護等福祉用具購入費を代理受領できる事業者は、特定福祉用具販売事業者とする。

(申出書の提出等)

第4条 福祉用具購入費を代理受領しようとする特定福祉用具販売事業者は、市長に対して居宅介護等福祉用具購入費の代理受領に関する申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を、福祉用具を販売する事業所ごとに提出しなければならない。

(福祉用具購入費の代理受領)

第5条 前条の規定により、申出書を提出した特定福祉用具販売事業者（以下「代理受領申出事業者」という。）は、居宅要介護等被保険者の依頼により福祉用具の販売を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該福祉用具購入に要した費用について、居宅介護等福祉用具購入費として支給されるべき額の限度において、代理受領することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、代理受領申出事業者は、当該居宅要介護等被保険者の被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載がなされているときは、居宅介護等福祉用具購入費を代理受領することができない。
- 3 第1項の委任をしようとする居宅要介護等被保険者は、区長に対し、介護保険居宅介護・介護予防特定福祉用具購入費支給申請書（様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により、代理受領されたときは、居宅要介護等被保険者に対して居宅介護等福祉用具購入費の支給があったものとみなす。
- 5 区長は、代理受領申出事業者から居宅介護等福祉用具購入費の請求があったときは、法第44条又は第56条の規定に照らして審査した上、支払うものとする。
- 6 代理受領申出事業者は、当該事業者が行った福祉用具販売について、第1項の規定により代理受領するときは、当該福祉用具販売を行った際に、居宅要介護等被保険者から福祉用具購入に要した費用の一部として、当該費用から当該事業者を支払われる居宅介護等福祉用具購入費の額を控除して得た額（次項において「利用者負担額」という。）の支払を受けるものとする。
- 7 代理受領申出事業者は、利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

（変更の届出）

第6条 代理受領申出事業者は、その名称及び所在地並びに代表者に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

- 1 仙台市内に住所がある代理受領申出事業者の届け出は、仙台市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱（平成24年3月23日健康福祉局長決裁。以下「事業者の指定等に関する要綱」という。）第4条第1項に定める変更届出書により行うものとする。
- 2 前号以外の代理受領申出事業者の届け出は、居宅介護等福祉用具購入費の代理受領変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(代理受領の中止)

第7条 代理受領申出事業者は、居宅介護等福祉用具購入費の代理受領を中止するときは、速やかに、居宅介護等福祉用具購入費の代理受領中止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、仙台市内に住所がある代理受領申出事業者については、事業者の指定等に関する要綱第4条第2項に定める廃止・休止届出書により廃止の届け出が行われた場合は、前述の様式第3号の提出があったものとみなす。

2 市長は次の各号のいずれかに代理受領申出事業者が該当するときは、代理受領の方法によらないことができる。

(1) 居宅介護等福祉用具購入費の請求に関して不正があったとき

(2) 次条に規定する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼に応じず、又は同条の質問若しくは照会に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

(3) 申出書の内容を遵守しなかったとき

(4) その他代理受領の方法によることが適当でないと市長が認めるとき

(報告等)

第8条 市長は、居宅介護等福祉用具購入費の支給に関して必要があると認めるときは、代理受領申出事業者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、居宅介護等福祉用具購入費の代理受領に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 居宅介護等福祉用具購入費の代理受領のため必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 27 年 9 月 14 日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。

（経過措置）

- 2 居宅介護等福祉用具購入費の代理受領のため必要な手続きその他の行為は、この改正の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 30 年 7 月 31 日改正）

この改正は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。